○国経
環境
国土
交通
省告示第百十八号

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第三条第一項の規定に基づき、同条第五項の規定に基づき公表する。

平成二十四年十二月四日

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　羽田　雄一郎
環境大臣臨時代理　枝野　幸男

都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針

1．都市の低炭素化の意義及び目標に関する事項

⑴　意義

我が国において、人口と建築物が相当程度集中する都市における低炭素化を進めることは、社会全体での地球環境問題への取組の中で大きな位置を占めており、既に京都議定書目標達成計画においても、「低炭素型の都市・地域構造や社会経済システムの形成」及び「温室効果ガス吸収源対策・施策」が位置づけられているところである。都市の低炭素化の促進に関する法律（以下「本法」という。）は、こうした都市の低炭素化に焦点を当ててこれを促進していくための枠組であり、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）と相まって、また、京都議定書目標達成計画等地球温暖化の防止を図るための施策に関する国の計画と調和しつつ、本法による施策を適切に実施することにより、都市の低炭素化の促進を図り、都市の健全な発展に寄与することが求められている。

特に、今般、東日本大震災を契機としたエネルギー需給の構造変化へ取り組まなければならない状況にある。我が国が直面しているエネルギー制約を踏まえ、他法令に基づく施策等との連携を図りつつ、都市の低炭素化のための施策を遂行し、持続可能で活力ある国土・地域づくりを推進することが今日の重要な課題である。

⑵　目標

都市の低炭素化は、我が国として二酸化炭素の排出量を削減していくための取組の一環を成すものであるとともに、その促進を図ることによって都市の健全な発展に寄与するものであり、次に掲げるまちづくりを実現していくことを目標とするものである。

①　二酸化炭素排出量と相関性の高い都市構造を従来の拡散型から転換し、都市機能の集約化とこれと連携した公共交通機関の利用促進、貨物運送の合理化等を進めることで、日常生活に伴う移動や都市内物流に係るエネルギー使用の削減につながるまちづくりを進めること。同時に、日常生活に必要なまちの機能が住まいの近くに集約されることを通じ、高齢者や子育て世帯にも暮らしやすい生活空間を創出するまちづくりを進めること。こうした取組を通じて、都市インフラの維持・更新の効率化・重点化等財政負担の軽減等にも資するまちづくりを進めること。

②　建築物の省エネルギー性能等を向上させ、年間での一次エネルギー消費量が正味（ネット）でゼロ又は概ねゼロとなる「ネット・ゼロ・エネルギー／ゼロ・エミッション・ハウス」等や、ライフサイクル全体を通じて二酸化炭素排出量がマイナスとなる「ライフサイクルカーボンマイナス住宅」等が普及するまちづくりを進めること。また、自動車についても、電気自動車の充電設備の整備等を進め、電気自動車等の環境対応車が普及するまちづくりを進めること。更に、こうした都市の構成要素の低炭素化にとどまらず、非化石エネルギーの利用や化石燃料の効率的な利用、地区・街区レベルでの効率的な熱の共同利用等の取組を通じて、都市のエネルギーシステムそのものを効率的で低炭素なものとするまちづくりを進めること。

③　都市構造の基盤であり、都市機能の拡散を抑制するとともに二酸化炭素の吸収源となる都市のみどりを積極的に保全・創出するまちづくりを進めること。併せて、緑化による地表面被覆の改善や風の道の確保等によるヒートアイランド現象の緩和機能を通じて、二酸化炭素の排出抑制につながるまちづくりを進めること。このようなみどりの保全・緑化の推進を通じて、都市の低炭素化を進めるとともに、生物多様性が保全される等、環境への負荷が小さく、人と自然が共生し、緑豊かで美しく風格あるまちづくりを進めること。